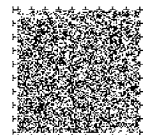


基本計画

基本計画の推進に当たって	36
施策分野別基本計画	38
【目指すまちの姿Ⅰ】	43
【目指すまちの姿Ⅱ】	55
【目指すまちの姿Ⅲ】	73
【目指すまちの姿Ⅳ】	87
【目指すまちの姿Ⅴ】	111
【目指すまちの姿Ⅵ】	129
分野横断的に取り組む重点テーマ	141
区別基本計画	149
緑区基本計画	151
中央区基本計画	173
南区基本計画	195



基本計画の推進に当たって

総合計画基本計画（以下「基本計画」という。）に定める施策の推進に当たり、基本的な方針を次のとおり定めます。

(1) 協働によるまちづくり

■シビックプライド^{※1}の醸成

市民一人ひとりの、シビックプライドの向上は、協働によるまちづくりを進めるに当たり、根源となる重要な要素であるとともに、市外の多くの人への魅力の発信にもつながり、交流人口・関係人口^{※2}の拡大を通じた新たなまちづくりの担い手の掘り起こしに寄与します。

こうしたことから、今後、市民が自発的にまちづくりに参加していける、シビックプライドの醸成が図られる取組を推進します。

■協働による施策の推進

協働による施策を推進するためには、市民と市が相互に理解し合い、目的や役割分担を共有し、対等な関係の下、自主的に行動することが大切であり、こうした考えの下、市民の力を最大限に生かした創意と工夫があふれ、皆で担う地域社会の実現に向けた取組を推進します。

■多様な主体のまちづくりへの参加と主体間の連携の推進

市政情報を積極的・効果的に発信するとともに、市民と行政の対話の機会を充実させることにより、市政への積極的な市民参加を促進します。

また、まちづくりを担う様々な主体が、皆で地域を支え合う意識の下に、更なる連携・協働を進め、「協働によるまちづくり」を推進します。

(2) 暮らし満足度を高めるまちづくり

■成果重視の行政運営（PDCA サイクル^{※3}の推進）

常に最適な行政サービスを提供し、市民の暮らし満足度を高めていくため、基本計画に掲げた施策や事業の実現に向けて、達成すべき成果目標を客観的なデータも活用し明確にした上で、市民の視点による検証・評価を行います。また、その結果、明らかになった課題を事業展開に反映させるため、徹底した事務事業の見直しなどを分野横断的な視点を持って行うことでPDCA サイクルを効果的に機能させ成果重視の行政運営を推進します。

■持続可能な都市経営に向けた財政基盤の強化

市税収入の確保や将来の税源かん養に資する取組などにより歳入確保を図るとともに、施策

※1 【シビックプライド】

市民が都市（まち）に対して持つ「誇り」や「愛着」や「共感」のことで、まちをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う、ある種の当事者意識に基づく自負心のこと。

〈引用元〉読売広告社都市生活研究所『シビックプライドー都市のコミュニケーションをデザインする』

※2 【交流人口】 外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口（いわゆるビジター）のこと。

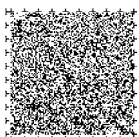
【関係人口】 移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々に関わる人々のこと。

※3 【PDCA サイクル】

Plan-Do-Check-Action の略。

計画（Plan）⇒実行（Do）⇒評価（Check）⇒改善（Action）のプロセスを順に実施するマネジメント手法。

最後の Action では、Check の結果から最初の Plan の内容について継続（定着）・修正・破棄のいずれかをして、次回の Plan に結びつけるプロセスを繰り返すことにより、施策や事業における質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進する。



目的の達成に必要な事業の精査や手法の見直しを徹底することなどにより歳出の適正化を図ることで、財政規律を維持し、市内外の環境変化に柔軟に対応しながら、安定的に質の高い行政サービスを提供することのできる持続可能な都市経営に向けて財政基盤の強化を図ります。

■ 行政サービスを担う職員の政策形成能力と組織力の向上

組織としての力を最大限に高め、高度化・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、職員一人ひとりの庁内横断的な政策形成能力や課題解決能力、情報処理・活用能力などの向上を図り、高い意識と使命感を持って主体的かつ迅速に取り組むことのできる職員を育成するとともに、限られた人的資源を効果的に配置し、職員一人ひとりの能力が最大限に発揮できる組織運営に取り組みます。

■ 行政サービスの向上に向けた広域行政や地方分権の推進

他の指定都市や近隣自治体などとの連携により、広域的な行政課題に取り組み、行政サービスの向上や行政運営の効率化を図るとともに、首都圏南西部における圏域全体の活性化、発展を牽引します。

また、圏域の中核である指定都市として、本市が持つ能力を最大限発揮できるよう地方分権を力強く推進します。

(3) 次代につなぐまちづくり

■ SDGs を踏まえた施策の推進

国連において採択された、「2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」は、国際社会全体の普遍的な目標であり、国が定めた実施指針においても、地方自治体による積極的な取組を求めています。

基本計画の推進に当たっては、SDGs の理念や目標を踏まえ、「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会の実現に向けて、普遍的な価値としての人権の尊重とジェンダー平等の実現を分野横断的な視点として確保するとともに、経済・社会・環境の三分野全てにおける関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、多様な主体との連携・協働による総合的解決の視点を持って取組を進めます。

■ 国土強靱化の推進

国が定めた国土強靱化基本計画^{※4}（平成30年12月閣議決定）の理念を踏まえ、大規模自然災害が頻発する状況下においても、人命の保護を最大限図るなどの基本目標を達成するため、総合的な取組を通じて「起きてはならない最悪の事態」に陥らないよう、事前防災・減災と迅速な復旧・復興を図ることができる強くしなやかなまちづくりを進めます。

■ 新たな担い手の育成

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少などに伴い、行政が持つ予算や人員などの経営資源を維持していくことがこれまで以上に困難となることが見込まれる中、地域活動団体・企業・NPO など、多様な主体が分野を横断して地域課題の解決に取り組むコミュニティづくりと新たな担い手の育成を進めます。

※4 【国土強靱化基本計画】

国が、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の他の計画等の指針となるべきものとして策定したものの。

